

所有者等の探索を再開する旨の開始等について（お知らせ）

下記２の土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第３条第１項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第１５条第２項又は第１７条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和７年１１月６日

岐阜地方法務局美濃加茂支局 登記官 金 子 岳 仁

記

- １ 手続番号（中止前の手続番号）
第２０３０－２０２５－７１６７号（第２０３０－２０２５－７０８２号）
- ２ 表題部所有者不明土地に係る所在事項
可児市坂戸字上野１０２４番６０
- ３ 地目
山林
- ４ 地積
１９８平方メートル
- ５ 意見又は資料の提出先
 - (１) 美濃加茂市本郷町七丁目４番１６号
岐阜地方法務局美濃加茂支局
 - (２) 岐阜市金竜町五丁目１３番地
岐阜地方法務局不動産登記部門